長与町農業委員会会議録

平成２８年１月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年１月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年１月２６日（火）　　１３時００分から１６時００分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１４名）

会長　　１番　田中　稔

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　３番　山口　益子　　４番　入江　武則　　６番　河内　秀治

７番　井上　良信　　８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博

１０番　水谷　勉　　１２番　柿本　香代　　１３番　上杉　司

１４番　浅井　春千代　　１５番　松尾　義徳　　１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（２名）

５番　白﨑　純範　　１１番　柿本　正博

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第１号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第７　　第３号報告　農地改良届出報告書について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣

農地・農政係長　　村田　佳美

農地・農政係主任　中山　高宏

事務局　時間がまいりましたので総会が始まる前に規則について申し上げます。

長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は１４名の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、５番白﨑委員、１１番柿本正博委員のお２人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、こんにちは。それでは、平成２８年１月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２人を指名致します。１３番上杉司委員、１４番浅井春千代委員を指名致します。

日程第２、本日は第１号議案、農地法第３条の許可申請が２件、第２号議案、農地法第５条の許可申請が２件、第３号議案、農用地利用集積計画が１４件、それから報告事項の転用が４条、５条合わせて５件、農地改良が１件となっています。では、日程第２、提出された議案について審議に入ります。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請を事務局から説明をお願いします。

事務局　議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１（３－１）申請地が長与町本川内郷（地番）、田の２５６㎡、現況は畑です。農地区分は農用地区域内の１筆です。申請者は譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、同じく本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は売買での所有権移転です。譲受人の農地取得に至った経緯は規模拡大によるものです。申請地を含めた耕作地面積、そして労働力は備考欄に記載のとおりです。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。本川内郷の〇〇バス停のすぐ先から右に曲がり、２１０ｍ程行った（施設名）の下付近に位置していまして、急カーブになった道路の右側です。説明を終わります。

議　長　事務局の説明に加えて、地区担当の委員さんから補足説明があるようでしたら、お願いします。

議　長　１２番、柿本香代委員。

１２番　申請地は長年空地でした。譲渡人は、高齢であり農地を売却したり、耕作してもらったりされております。譲受人は、勤めながら、田畑の耕作をご夫婦でしています。作付け作物は、米・イチジク・野菜等幅広く取り組んでいます。譲受人と譲渡人は、親戚関係のため問題無いと思います。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議　長　ただいま地区担当委員さんの説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

３番、山口委員。

３　番　　説明の時に畑と言われましたが、議案書の申請地の地目は田となっています。どちらでしょうか。

事務局　　議案書の地目は登記地目を記載しております。現状は不耕作地の畑となっております。

議　長　　他にご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようですのでこれで審議を終了致します。
只今の許可申請は許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので許可することに決定致します。
次の２件目の説明をお願いします。

事務局　　１ページに戻って２件目をご覧下さい。整理番号２（３－２）申請地が長与町岡郷（地番）、４５１㎡、同じく（地番）、９３１㎡と（地番）２７６㎡、そして（地番）、１，１０７㎡の合計面積２，７６５㎡。４筆とも畑です。農地区分は農用地区域内が３筆、区域外が１筆です。申請者は譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、同じく岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転（贈与）です。譲受人と、譲渡人は、利用集積で使用貸借の契約を結んでいましたが、今後、譲渡人が管理していくことは難しいので、この際、贈与する結論に至りました。なお、利用権設定の合意解約は平成２８年１月１２日に行われています。耕作地面積、労働力は備考欄に記載のとおりです。
３ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。岡郷の○○バス停から６０ｍほど手前に戻り、右上に登ると（地番）、さらに国道から２５０ｍほど戻り、現在宅地造成している所の少し上の２筆、４筆目が地積図の上の方に走っている道路の少し上にある（地番）になります。地積図にて確認をお願いします。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんから補足説明があるようでしたらお願いします。
１６番、柿本尚文委員。

１６番　　現地確認を１月２０日に、事務局、譲受人と行いました。申請地は２０年前から譲受人が、譲渡人から借りて耕作していましたが、今回、譲渡人より所有権移転（贈与）の申出があったため、申請を行うそうです。現地の状況は、譲受人が、大変良く管理しており（地番）、（地番）には佐世保温州を作られ、（地番）は、譲渡人より借りた時から苗を植えつけ、デコポンが収穫出来るまでになっています。譲受人は、日頃から農業への取り組みが熱心で、立派な専業農家であり地域のリーダー的存在です。立地条件の悪い農地も所有していますが、手が回らないので山林になっているようです。この場合の手続きについて、譲受人から農業委員会に相談があったようです。農業委員会としても農地調査でＢ分類に該当するような所は、地目変更ができるような検討をしているということでした。おそらく、このような考えの農業者の方が結構いらっしゃるのではないかと思います。今後の取扱いを協議して頂ければと思います。
以上です。ご審議のほど宜しくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　　２０年間、貸借の契約をされていますが、その間の賃借料はいくらですか。

事務局　　資料がありませんので、総会が終わる迄にはご報告させて頂きます。

１０番　　はい。わかりました。

議　長　　他にありませんか。
３番、山口委員。

３　番　　譲渡人も、現在、農業をしていますか。

１６番　　今は勤めで、農業はあまりしておりません。
岡の（小字名）にも譲渡人名義の農地がたくさんありますが、利用集積計画で何名かに貸

している状況です。積極的に農業に取り組むということではないと思います。

議　長　　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
次に、農地法第５条の規定による許可申請をお願いします。

事務局　　４ページをお開き下さい。整理番号１（５－１）申請地が、長与町吉無田郷（地番）、畑、８２㎡、農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が、長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が同じく、吉無田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、農業用資材置場兼作業場として売買での所有権移転です。施設の概要は、農機具置き場の倉庫５㎡、他は作業場と７０個程のコンテナ置き場として利用、それ以外の残地は通路、収穫した作物の搬出スペースになります。ほか詳細は備考のとおりです。またこの申請地は、市街化調整区域で、建築物等には制限を受ける土地ですが、県振興局建築課から建築確認申請不要であることの回答を得ております。従って開発行為には当たりません。
また、土地は現状のままで利用することになっています。周囲は所有者以外の農地はございませんし、また、影響を与える場所でもありません。なお、立地基準は３種農地で、一般基準は資金面をはじめ確認をしております。
５ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。○○橋を基点にして、○○方面に１００ｍ程行った所から左側、（店舗名）の裏手に登り上がっていく途中の道路の最初に左側に折れた所が申請地です。説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
８番、柳原委員。

８　番　　１８日に、事務局と現地確認をいたしました。場所は（店舗名）の上で、上の○○公園の

桜並木のある下の方に、譲受人の自宅の上と桜並木の下に譲受人の農地があります。譲受人は、定年後、野菜等を耕作されたいということで、今回隣接地にある譲渡人の土地に倉庫を作りたいということです。周りに迷惑がかかることはないと思います。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議　長　　委員さん方からご意見等はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので進達することに決定致します。次に２件目をお願いします。

事務局　　４ページに戻って２件目をご覧下さい。整理番号２（５－２）申請地が、長与町平木場郷（地番）、畑、１７０㎡、農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は、譲渡人が長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん、譲受人が長崎市田中町（地番）、（氏名）さん。申請目的は、住宅用地としての贈与による所有権移転です。施設の概要は、木造スレート葺２階建て、建築面積は６６．２４㎡、残りのスペースは車３台分の駐車場用地にする計画です。

この土地は昨年９月の総会において、農業振興地域整備計画変更で農用地からの除外申請が出され、地元委員さんからの説明後、ご審議頂き、平成２７年１１月２０日に農用地除外の認可が下りたことによる転用申請です。

申請地は、道路に隣接し、上と下の住宅に挟まれた土地であり、諸条件についても周囲の農地に影響を与えるような場所ではありません。なお、立地基準は２種農地、一般基準は先程の１件目と同様、資金面をはじめ確認しております。

６ページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。拡大の方の地積図をご覧下さい。途中から申し上げますが平木場郷の（施設名）を過ぎて行った所から、右に折れて少し上って行った右側です。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからはありませんか。

２番、辻委員。

２　番　　１月２４日に現地確認を行いました。９月に現地確認をした時と全く変わっておりません。事前着工も一切されておりません。キウイが１本・ビワが１本あり、空いた所には夏野菜の枯れたものがありました。下の方は耕作されておりません。（譲受人）さんは（譲渡人）さんの三男で、長男、次男は独立しており、（譲受人）さんが将来実家に帰って来ることになっていたようで、両親を安心させたいということで今回の計画となったようです。ご審議のほど宜しくお願いします。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。同じく県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので進達することに決定致します。
では、第３号議案、農用地利用集積計画について事務局からお願いします。

事務局　　第３号議案、１ページをお願いします。昨日が総会日ということで資料を先にお送りしておりましたので中ほどの日付が２５日となっています、これを本日２６日に訂正をお願いします。

５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、田、１，０２７㎡、利用権の種類は賃貸借権、具体的な作物は水稲です。平成２８年２月１日から３３年１月３１日までの５年間、年間の借り賃は現物支給で米〇〇kg となっています。新規です。

２件目も同じ地域のため、続けて申し上げます。８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町平木場郷（地番）、畑、４，６７４㎡と同じく（地番）、畑、３，７５６㎡の合計８，４３０㎡です。利用権の種類は２筆とも使用貸借権、具体的な作物はみかん。平成２８年２月１日から３８年１月３１日までの１０年間です。新規です。

１件目、２件目の利用権の設定場所ですが７ページをお開き下さい。まず、１件目の場所です。平木場郷の〇〇橋を渡って１００ｍ程行った道路右手になります。

次に２件目です。１０ページをお開き下さい。同じ平木場郷の○○バス停から赤色で塗っています町道を２４０ｍ程上流に上って行きますと、橋が架かっていますが、その橋の手前から二股になった同じく町道の橋を渡って５０ｍ程行った道路左側、（地番）と反対右側、河川に沿った道路右側の（地番）です。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからはありませんか。
２番、辻委員。

２　番　　５ページの（借主）さん、（貸主）さんとの関係ですが、（借主）さんは２年位前に退職され現在は、水稲の栽培をしております。三根郷の（小字名）に（借主）さんの圃場整備された水田があるのでトラクター・田植え機・コンバイン等を全て準備されています。他にも整備された田んぼを借りて手広く耕作されております。
（貸主）さんには息子さんがおられますが、一昨年の稲刈りの時に具合が悪くなり、それ以降はみかん畑も貸され農業は一切されておりません。昨年から（借主）さんが耕作されておりますが、届出をしていなかったため、今回新規となっております。
８ページですが、（借主）さんは、みかん作りを一生懸命されており地区の役等もされておられますが、一人で耕作されているので手が回るかが、多少心配でございます。（貸主）さんは、３年位前にご主人を亡くされ高齢で農作業はできません。貸し借りをされる場所は、非常に良いみかんが採れるので（借主）さんに耕作してはどうかという話しがあったみたいです。２年位前から（借主）さんが耕作されておりましたが、今回の手続きをもって、新規で申請をしておられます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。
１６番、柿本尚文委員。

１６番　　８ページの（借主）さんの件について質問させて頂きます。新規ということで、およそ８反位を１０年間の借り入れですが、これは中間管理機構には該当はしないのですか。（借主）さんは、（貸主）さんの土地の隣接地に農地は持っていらっしゃらないのですか。該当するようでしたら中間管理機構の制度がよろしいのではないかと思います。

議　長　　地元委員さん、その件について何かおわかりであればお願いします。
事務局の方ではわかりませんか。

７　番　　隣接地は無いようですね。

１６番　今、井上委員さんから説明があり、（借主）さんの農地は隣接地には無いということでしたので、中間管理機構の優遇措置には該当しないということです。ありがとうございました。

議　長　他の委員さん方はありませんか。
８番、柳原委員。

８　番　８ページの（借主）さん、（貸主）さん、１１ページの（借主）さん、（貸主）さんの賃借が記載されてないのですが。

事務局　８ページの（借主）さんが借りておられるのは、利用権の種類が使用貸借権となっており、これは借り賃が発生しない無償の貸し借りのため、年間借賃は空欄とさせて頂いております。

８　番　はい。ありがとうございました。

議　長　利用権の種類にチェックして下さいと言う欄を見れば使用、賃借の２段になっています。今説明がありました通り、これを見ていただいて使用貸借権だと借り賃が発生しないということです。宜しくお願いします。
他の委員さん方はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり２件とも許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので許可することに決定致します。
次の利用権設定をお願いします。

事務局　１１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与

町丸田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町丸田郷（地番）、畑、４２０㎡と同じく（地番）、畑、３６２㎡、２筆とも利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２８年２月１日から３１年１月３１日までの３年間です。この新規扱いは、ご主人が亡くなって奥さんの（貸主）さんが新たに契約を結ばれたことによるものです。

１３ページをお開き下さい。利用権の設定場所です。嬉里郷の（店舗名）から〇〇アパートを左手に見て、そのまま河川に沿って（地区名）の方に行きますとご覧のとおり町道が二又になっています。二又の道路を左側に２０ｍ程行った所とその上の河川のすぐ上の２筆です。説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからはありませんか。

１３番、上杉委員。

１３番　　（借主）さんは、野菜を主に耕作されておりご主人が亡くなられてから、みかん栽培は完全にやめられています。１年位は荒地になっていたのを今回正式に借りて耕作されるということです。隣接している畑も現在、野菜を耕作しておられます。以上です。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので許可することに決定致します。

次の利用権設定の説明をお願いします。

事務局　　４件目から１２件目まで地区が同じです。とりあえず６件場所までを説明して、そして、続けて残り３件を申し上げます。

１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、千葉県市原市能満（地

番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、畑、２８２㎡、利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は花（キク）で、平成２８年２月１日から３３年１月３１日までの５年間です。継続です。

１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、千葉県市原市君塚（地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、畑、５６３㎡、利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は花（キク）です。平成２８年２月１日から３３年１月３１日までの５年間です。継続です。

１８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、福岡県久留米市藤山町（地番)。(氏名）さん、福岡県久留米市南（地番)。(氏名）さん、福岡県久留米市田主丸町豊城（地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、田、３３１㎡、利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は水稲。平成２８年２月１日から３１年３月３１日までの３年２ヶ月間です。新規です。

２０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（番地)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、田、３３１㎡、利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年２月１日から３１年３月３１日までの３年２ヶ月間です。新規です。

２２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、福岡県久留米市上津町（地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、田、３３１㎡、利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年２月１日から３１年３月３１日までの３年２ヶ月間です。新規です。

２４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番)、田、１，３７５㎡、利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年２月１日から３３年１月３１日までの５年間。年間の借賃は現物支給、米○○kg。継続です。

２６ページをお開き下さい。４件目から９件目までの６件の利用権設定場所をまとめて申し上げます。ご覧頂くだけでお分かりだと思います。○○橋から時津方面に向かう途中の（店舗名）の裏、圃場整備された農地の一帯の中になります。場所までの経路は省略いたしまして、利用権設定のページを申し上げますので、もし良かったらご記入頂ければと思います。上から申し上げます。(地番）が１４ページ、(地番）が２４ページ、(地番）が１６ページ、そして左側の右側の（地番）が１８ページ、真ん中の(地番)が、２０ページ、左側の（地番）が２２ページとなっています。

以上６件の説明を終わります。宜しくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、本日は地区担当の委員さんが欠席されております。

事務局の方で何か補足説明がありませんか。

事務局　本日欠席の地区担当の白﨑委員さんより電話を頂き、全て確認をとられ何も問題はありませんとお伝え下さいというご報告を受けております。

議　長　ただいま、６件分の説明が終わりましたが一括しての説明でしたので、審査する上で、ここで一旦、１０分間内容の再確認のため休憩を取ります。

事務局　このお時間をお借りして第１号議案、整理番号２（３－２）の（譲渡人）さん、（譲受人）さんの件でお答えをさせて頂きます。以前の貸し借りから、使用貸借で契約をされており、お金や現物支給のやり取りはされておりませんでした。

【休憩後、総会再開】

議　長　よろしいでしょうか。休憩を解いて総会を再開致します。６件の説明についてご意見、質問はありませんか。
１２番、柿本香代委員。

１２番　１４ページと１６ページについてお尋ねします。（貸主）さん、（貸主）さんはお二人とも県外におられますが、そういった場合はどなたかが代筆できるのですか。県外に送って書類を作成されたのかお尋ねしたいと思います。宜しくお願いします。

議　長　事務局の方で説明をお願いします。

事務局　今、柿本委員さんからお尋ねがありましたように本契約になりますので、権利がある方が記述・押印をするというのが原則です。１４ページ、１６ページとも代筆では認めておりませんので、当然ご本人が書かれたものとして農林水産課が受けて農業委員会が議案としてお出しさせて頂いているということでご理解頂ければと思います。

議　長　他の委員さん方はありませんか。
【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり一括して６件を許可することにご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので許可することに決定致します。
次の利用権設定をお願いします。

事務局　　更に続けて申し上げます。２７ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町斉藤郷（地番）、田、２，００３㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成２８年２月１日から３３年１月３１日までの５年間となります。年間の借賃は現物支給、米〇〇kg です。継続です。

２９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、畑、１，１７６㎡。利用権の種類は使用貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２８年２月１日から３１年１月３１日までの３年間です。継続です。

３１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、畑、１，１６１㎡。利用権の種類は使用貸借権で、具体的な作物は野菜です。平成２８年２月１日から３１年１月３１日までの３年間です。継続です。

では、３件の利用権設定場所を申し上げます。３３ページをお開き下さい。これも３件分まとめて示しております。斉藤郷の（施設名）手前の（地番）が２７ページ、〇〇公園手前の（地番）が２９ページ、そして、（地番）が３１ページです。お示ししている場所についてはおわかりと思いますので、ご覧頂くだけで説明は省略致します。

地区担当の白﨑委員さんが欠席ですが、これについても何の問題もありませんというご連絡を頂いておりますので宜しくお願いします。

議　長　　委員の皆さん、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり３件とも許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
では、次の利用権設定の説明をお願いします。

事務局　　３４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番）、畑、６９９㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物は花（キク）です。平成２８年２月１日から３１年１月３１日までの３年間です。継続です。
３８ページをお開き下さい。利用権の設定場所です。岡郷の国道２０７号線上の、○○バス停３００m程手前の二股になった場所から、右上に上った町道を２４０m程行った右側の方です。以上です。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。
１６番、柿本尚文委員。

１６番　　継続であり、畑もよく管理されております。（借主）さんは、皆様もご存じの通り農業に熱心な方で、いろんな役職もされています。花と書いてありますが、路地の菊を栽培されています。以上です。

議　長　　地区担当委員さんから説明がありましたが、他の委員さん方から質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。
【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので許可することに決定致します。
次の利用権設定をお願いします。

事務局　　３６ページにお戻り下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、長与町岡郷（地番)、畑、１，３５２㎡、利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物はみかん。平成２８年２月１日から３８年１月３１日までの１０年間です。年間の借賃は〇〇円です。継続です。
再び３８ページをお開き下さい。利用権の設定場所です。１件前の説明の場所の今度は右側になります。地理的な場所は先程の説明をもって省略させて頂きます。これで利用権設定の１４件目最後の説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからはありませんか。
１６番、柿本尚文委員。

１６番　　この件も継続でありまして、現況も（借主）さんは、よく管理されておりますので、問題はないと思います。宜しくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、皆様からのご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を終了致します。説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
これで、第３号議案が終わって議案審議も終了致しました。
それでは最後の報告事項を事務局からお願いします。その際、一括説明ではなく、転用届出の４条、次に５条、そして、農地改良という順序で報告をして下さい。事務局、お願いし

ます。

事務局　報告事項の１月分、１ページをお開き下さい。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、申請者は、（氏名）さん、無職です。長与町高田郷（地番）です。２．土地の所在等、長与町高田郷（地番）、地目は畑、面積は９０８㎡です。３．転用計画、転用の目的に係る事業、又は施設の概要ですが、コンビニエンス・ストアの建築と１４台分の駐車場での転用です。なお、この区域は長崎市に隣接している所でもありまして水道は長与町ですが、下水道は流下が前提となりますので、長崎市の公共下水道になります。４．申請日が平成２８年１月１４日。５．専決処分の日が、平成２８年１月２１日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規程により専決処分をしたので報告致します。平成２８年１月２６日長与町農業委員会事務局長松本廣。

続けて２件目です。２ページをお開き下さい。同じく２件目も１件目同様、４条で届出をされている（申請者）さんです。２．土地の所在等から申し上げます。同じく、（地番）、面積３５６㎡と（地番）の７２㎡の合計４２８㎡です。３．転用計画、自宅への進入道路及び４台分の駐車場の転用です。４．以下は１件目と同様ですので省略致します。

２件分の場所を申し上げますので３ページをご覧下さい。サニータウンの（店舗名）を左手に見て女の都に下りた交差点から左側の〇〇病院に向かって少し行った、左側です。（地番）がコンビニエンス・ストア及び駐車場、（地番）が通路及び４台分の駐車場、そして、（地番）が通路です。これで４条の届出を終わります。

議　長　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　次に５条の報告をお願いします。

事務局　４ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、上から三番目の（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、（氏名）さんを始め９名で、ほか記述しているとおりです。譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番）、不動産業です。２．土地の所在等、団地の名称がさくら野で「高田南土地区画整理事業」内の（街区番号）の１０５㎡と山林、畑の（街区番号）の一部で、５６８㎡、合計面積６７３㎡です。３．転用計画は宅地造成。４．申請日は平成２８年１月４日。５．専決処分の日は平成２８年１月７日。以下は先に申し上げた第４条の届出と同じです。省略致します。

５ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。この計画図では見づらくなっていますので少し頭に描いて頂くようお願いします。浦上水源地横の〇〇バス停から、日当ノ尾地区の（施設名）方面に１１０ｍ程行きますと、道路が二又になった場所があります。その二又になった道路左側です。

６ページをお開き下さい。これから申し上げる２件目、３件目はヴューテラス長与北陽台「榎の鼻土地区画整理事業」内での届出です。では申し上げていきます。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業です。譲受人は（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業です。２．土地の所在等、（街区番号）の２３㎡と記載はしておりませんが、山林の（街区番号)、１４２㎡、合計面積１６５㎡です。３.以降は同じく省略致します。場所は次の３件目の説明の後に一緒にお示し致します。

７ージをご覧下さい。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は（氏名）さん、長与町高田郷（地番)、農業です。譲受人は、(氏名）さんと（氏名）さんのお二人で、長与町まなび野（地番）にお住まいです。(譲受人）さんは理学療法士、そして、(譲受人）さんの方は、言語聴覚士です。２．土地の所在等、(街区番号）の２１４㎡です。先程と同じく、３．以降は省略致します。

では、８ページをお開き下さい。２件含めての届出場所ですが、いつもの計画図でご覧頂くことにして、説明は省略致します。５条の届出を終わります。

議　長　　尋ねたいことはありませんか。
２番、辻委員。

２　番　　４ページの２．土地の所在地、面積の欄ですが、他の所は㎡の単位が載っていません。統一された方が良いと思います。計も載っていません。以上です。

事務局　　委員さんが言われる通り事務局が誤っておりました。今後、気をつけます。

議　長　　他の委員さん方はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　農地改良届出の報告をお願いします。

事務局　　９ページをご覧下さい。農地改良届報告です。土地の所在等ですがまず土地からです。長

与町本川内郷（地番）、台帳・現況地目とも畑、面積が３，１６２㎡のうち１，０６２㎡が対象となっています。所有者氏名・住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）、作付け作物は、果樹（みかん）です。工事期間は平成２８年２月２９日までの予定です。農地改良とその他の内容ですが、今日欠席されている柿本正博委員さんと事務局の方で現地確認をしてきました。４枚を１枚の畑にするための土地の形状変更と併せて、現在栽培されているみかんの木を伐根してその後、若木に植え替える計画です。また、この改良に関しては町単独事業の小規模基盤整備事業を利用されることになっています。基準が１，０００㎡以上となっております。上記のとおり農地改良届出を平成２７年１２月１８日に現地確認を同日に致しましたので報告致します。平成２８年１月２６日農業委員柿本正博代読です。

改良の届出場所を説明致しますので、１０ページをお開き下さい。本川内郷の○○バス停を基点にしまして、そのまま赤色で塗った道路を○○トンネル入口の長崎多良見線に向かって４２０ｍ程行った所の道路右下になります。以上で説明を終わります。

議　長　　尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２８年１月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。